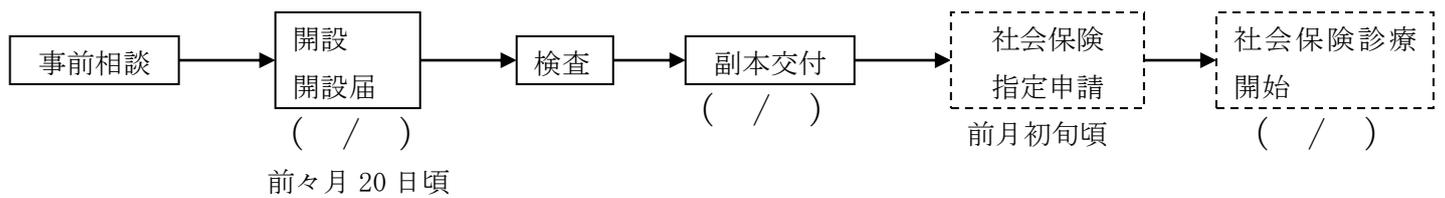


❖❖診療所開設のスケジュール（個人開設）❖❖



注意

- ・ 開設届は、保険診療開始予定日の前々月 20 日頃までに保健所へご提出下さい。
- ・ 検査日は保険診療手続き期限の関係上、開設の事前検査になる場合があります。

🔍 検査基準

- ・ 診察室 9.9 m² 待合室 3.3 m²以上 明確な区画 [指導事項]
 歯科治療室 6.3 m²/1セット ただし2セット以上の場合 5.4 m²/1セット
- ・ 院内掲示（管理者・診療医師氏名、診療日、診療時間）[医療法 14 の 2]
- ・ 各室用途表示 [区細目 13]
- ・ 医薬品の管理 毒薬は施錠保管 [薬事法 48]
- ・ カルテ 5 年保存 [医師法 24、歯科医師法 23]
- ・ 消火器等防災設備 [医療法施行規則 16]
- ・ 清潔保持 [医療法 20]
- ・ 感染性医療廃棄物処理 [廃棄物処理および清掃に関する法 12 の 2]

❖❖関係機関窓口一覧❖❖

内 容	担 当 部 署
保険診療指定	関東信越厚生局東京事務所 新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー11 階 TEL 03(6692)5119
結核予防法指定医療機関申請	感染症対策課（大田区役所本庁舎） TEL 03(4446)2643
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被爆者援護法指定医療機関申請 ・ 医師等免許関係事務 	各地域健康課（各地域庁舎） 大森 TEL 5764-0661 調布 TEL 3726-4145 蒲田 TEL 5713-1701 糀谷・羽田 TEL 3743-4161
生活保護指定医療機関申請	各生活福祉課（各地域庁舎） 大森 TEL 5764-0665 調布 TEL 3726-0791 蒲田 TEL 5713-1706 糀谷・羽田 TEL 3741-6521

❖❖提出書類❖❖

〈開設届（個人）〉

提出書類		部数	記載上の注意
診療所・歯科診療所開設届		2	診療所と歯科診療所では様式が異なります。
添 付 書 類	開設者(管理者)の医師・歯科医師の免許証写し・臨床研修修了登録証の写し（注）	2	写しと共に免許証、登録証の原本も提示して下さい。
	開設者(管理者)の職歴書	2	現住所、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載し、押印して下さい。
	・診療に従事する医師（歯科医師）の免許証の写し・臨床研修修了登録証の写し（注） ・医療従事者（免許職種）の免許証の写し	2	
	土地の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 （発行後6ヶ月以内のもの）
	建物の登記事項証明書	2	2通のうち1通は写しでもかまいません。 （発行後6ヶ月以内のもの）
	賃貸借契約書の写し	2	土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しを添付して下さい。転賃の場合は、所有者の転賃に関する承諾書又は同意書が必要です。
	敷地周辺見取り図・案内図	2	道路と建物の位置関係がわかるもの・最寄り駅等から診療所までがわかるものを付けて下さい。
	敷地の平面図	2	ビル内診療所の場合は、当該診療所が所在する階全体の平面図です。
	建物の平面図	2	ベッド、機器類の配置、各室の用途と面積、外気開放部の位置、換気装置の位置、手洗い設備の位置、消毒設備の位置を記入して下さい。
エックス線備付届	2	エックス線診察室放射線防護図（平面図及び立面図）を添付し、壁及び鉛の厚さを記入して下さい。 漏えい放射線測定結果報告書を添付して下さい。	

（注）

- ・H16・4・1以降に医師免許取得
 - ・H18・4・1以降に歯科医師免許取得
- } した場合、臨床研修修了登録証
} の写しが必要です。

大田区保健所生活衛生課医薬担当 〒143-0015 大田区大森西 1-12-1
大森地域庁舎 6階
TEL 03-5764-0692 FAX 03-5764-0711